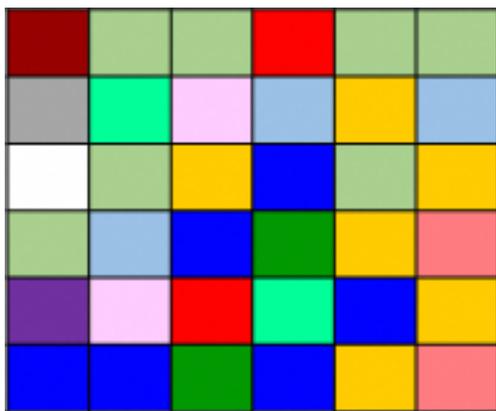


# 令和7年度 農地利用効率化等支援交付金

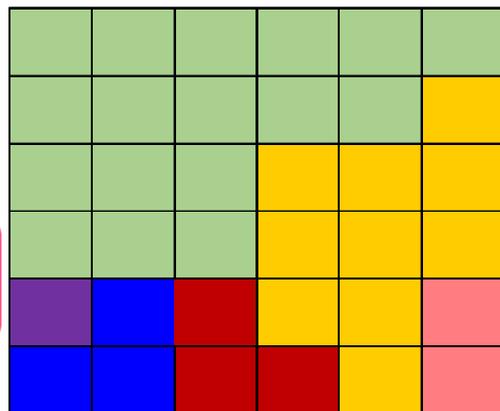
地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

追加要望調査（R7.7月版）

現状



目標地図



地域が目指すべき将来の  
集約化に重点を置いた  
農地利用の姿の実現

# 地域農業構造転換支援タイプについて

## (1) 事業実施地区について

事業実施地区は、地域計画が策定されている地域であって、地域計画における担い手への農地の目標集積率が以下の要件を満たすものである必要があります。  
(該当するかどうかは市町村の農政担当部局へお問い合わせください。)

- ① 目標集積率が現状集積率を下回らないこと。
- ② 目標集積率が6割以上であること。ただし、都府県の中山間地域である場合には、5割以上であること。

なお、将来像が明確化された地域計画（目標集積率8割以上かつ受け手不在農地の割合1割未満 等）が策定されている地域については、優先枠を設けて支援します。

## (2) 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。  
ただし、新規に就農した方は認定農業者又は認定就農者に限ります。

### 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体（市町村）が認める者を含む。)

## (3) 支援の対象となる事業内容について

支援の対象となる事業内容は、以下①・②のとおりです。  
①と②の事業は、いずれか1つしか実施することはできません。

### ① [購入]

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な農業用機械又は施設の導入・整備等

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
  - ・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
  - ・ ビニールハウスの整備
  - ・ 畦畔の除去、明きよ・暗きよ排水の整備などの農地等の改良
- などが支援の対象となります。



## 購入の場合の主な要件：

- ・ 融資主体支援タイプとは異なり、融資の活用は必要ありません。
- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。（※1）
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。（※2）
- ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであり、かつ、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

※1 中古機械及び中古施設にあつては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであることが必要です。

※2 ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る）などの機械については、以下の①～③の要件すべてを満たす場合に限り助成の対象となります。

- ① 農業の生産等に係る作業に使用する期間において他用途に使用されないものであること
- ② 農業経営において真に必要であること
- ③ 導入後の適正利用が確認できるものであること

また、環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設及び中継拠点施設（農機具格納庫等）などの施設については、①～③の要件に加え、ほ場又はほ場の隣接地に設置するものにより対象となります。

## ② [リース導入]

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な農業用機械のリースによる導入

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入が支援の対象となります。
- ※ リース導入の場合、施設は対象となりません。



## リース導入の場合の主な要件：

基本的な事業要件は、購入の場合と同様ですが、リース導入の場合は、以下に留意してください。

- ・ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること
- ・ リース期間が終了した後に、成果目標から更に事業実施地区内で経営面積を3割以上又は10ha以上拡大することが地域計画等において確認できること
- ・ 農業者とリース事業者が共同申請する必要がある、リース初年度（事業実施年度）にリース事業者へ助成金が支払われること



本対策のリースは、いわゆるファイナンシャルリースと言われる全額支払いの形態に限りません。使用期間分の価格を支払う残価設定型のリース形態も対象となります。

## （４）成果目標について

支援を受ける方は、①の必須目標について、目標年度（令和7年度事業の場合は令和9年度）の具体的な数値目標を設定し、その目標を達成していただく必要があります。

### 【必須目標】

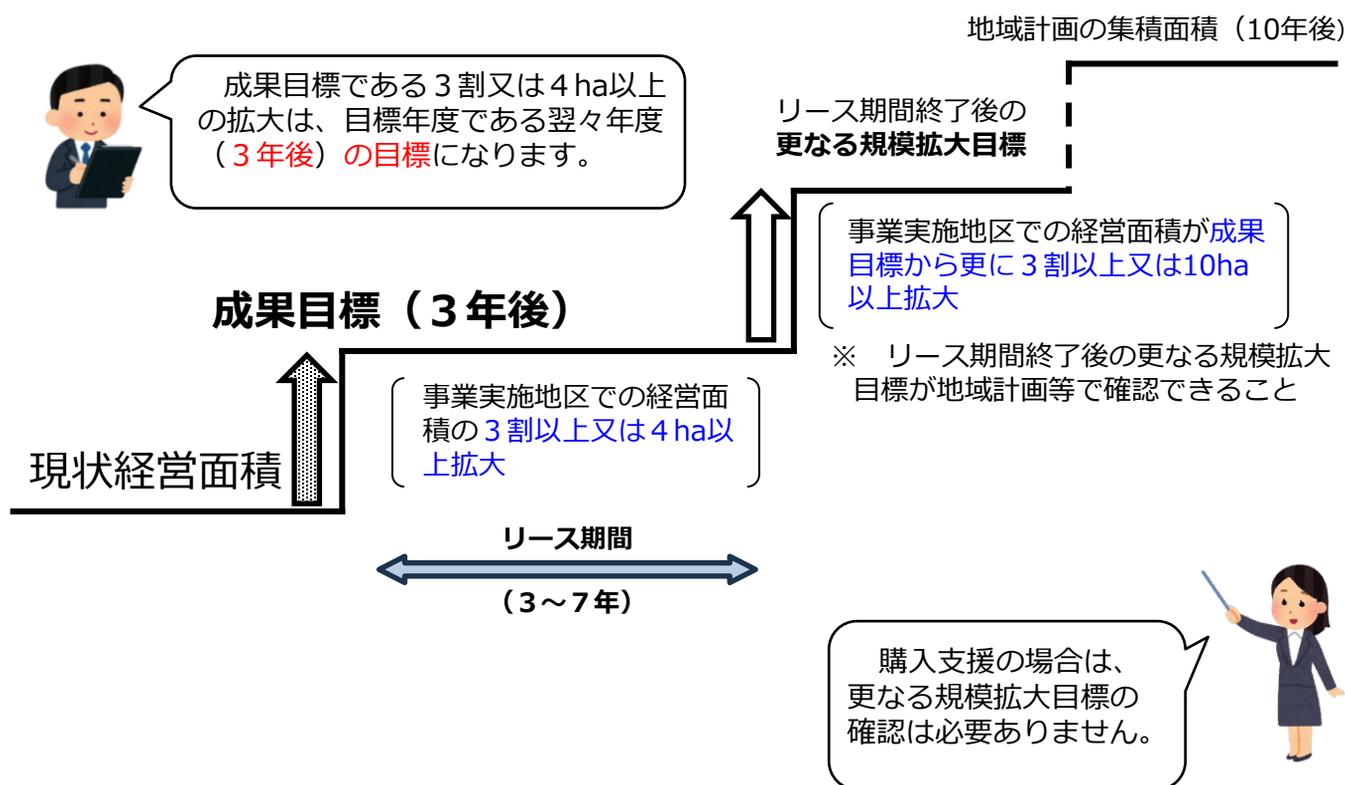
- ①事業実施地区内において、経営面積を3割以上又は4ha以上拡大

また、今後行う取組についてポイント化する場合は、以下の②から⑧の対応する事業関連取組目標についても目標設定が必要です。

### 【事業関連取組目標】

- ②付加価値額の拡大、③経営面積の拡大、④農産物の価値向上、⑤農業経営の複合化、⑥経営管理の高度化、⑦環境配慮の取組、⑧労働時間の縮減

## <農業用機械のリース導入の場合の経営面積の拡大イメージ>



### (5) 助成金の算定方法について

補助率は、購入の場合は3/10以内、リース導入の場合は定額となり、個々の事業内容ごとに、以下の計算方法により算定した額となります。ただし、算定した額が上限額を超える場合は上限額が助成金額となります。

#### <計算方法>

- 購入：①又は②のうちいずれか低い額
- ① =  $\frac{\text{事業費} \times 3}{10}$
- ② =  $\text{事業費} - \text{地方公共団体等による助成額}$

#### ○リース導入：

$$\frac{\text{リース物件購入価格（税抜き）} \times 3}{7}$$

※ リース期間が4年未満の場合は、以下により算定  
 $\frac{\text{リース物件購入価格（税抜き）} \times (\text{リース期間（1か月未満は切り捨て）})}{7 \text{年間}}$   
 $\times 0.75$

#### <上限額>

法人・個人問わず 1,500万円

## 【メモ】

**本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。**

**本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせください。**

### 【地方農政局等】

**東北農政局** 経営・事業支援部経営支援課 022-263-1111(内線4546)  
〔管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

**関東農政局** 経営・事業支援部経営支援課 048-600-0600(内線3839)  
〔管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

**北陸農政局** 経営・事業支援部経営支援課 076-263-2161(内線3947)  
〔管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県〕

**東海農政局** 経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271(内線2356)  
〔管轄:岐阜県、愛知県、三重県〕

**近畿農政局** 経営・事業支援部経営支援課 075-451-9161(内線2797)  
〔管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

**中国四国農政局** 経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2496)  
〔管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

**九州農政局** 経営・事業支援部経営支援課 096-211-9111(内線4498)  
〔管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

**内閣府 沖縄総合事務局** 農林水産部経営課 098-866-1628(直通)  
〔管轄:沖縄県〕